

令和7年度 安芸市結婚新生活支援事業補助金

～結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助します～

安芸市は新婚さんを応援しています

補助対象経費・補助金額

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った下記費用を補助します。

住居費

物件の購入・賃借費用

※購入費（改修）、家賃、敷金、礼金
共益費、仲介手数料など

※婚姻前の転居や配偶者の居宅へ
転居した場合も対象となる可能性
があります。



※予算の範囲内で補助を実施

引越し費用

引越し業者に支払った費用

※レンタカー等を借りて自ら引越した
場合や、友人等に手伝ってもらい
引越した場合は対象外

| 年齢 | 補助額 | 親世帯と同同居の場合 (直線距離で5km以内) |
|--------|------|----------------------------|
| 29歳以下 | 40万円 | 60万円 |
| 30～39歳 | 30万円 | 45万円 |

対象者の主な要件

次の①～⑤を含むすべての要件に該当する夫婦

- ①令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦
- ②夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下
- ③令和6年中の夫婦の所得の合算額が500万円未満

※貸与型奨学金を返済している方は、返済額を所得から控除し算出

- ④安芸市内の居宅に同居し、夫婦とも住民基本台帳に住所として記載されていること
 - ⑤安芸市税・高知県税の滞納がないこと
- など



申請期間

令和7年4月1日(火) ～ 令和8年3月10日(火)

(月～金 8:30～12:00、13:00～17:15)

問い合わせ先

安芸市役所 企画調整課 企画係

〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 2階②の窓口

電話:0887-35-1012 FAX:0887-35-4445

E-mail:kikaku@city.aki.lg.jp



結婚新生活支援事業 補助金について

※婚姻日前の転居や配偶者の居宅へ転居し同居した場合の賃料等も補助対象の可能性がありますが、不明な点はお問い合わせください。

※お問い合わせ時に、令和6年分の源泉徴収票、確定申告書(写)や住宅の購入、改修、賃貸、引越しの契約書や領収書がお手元にあると、補助要件の確認が早くできます。

※領収書の日付が、R7.4.1～R8.3.31までのものが対象です。

| チェック欄 | 主な補助要件チェックリスト | 提出書類 |
|--------------------------|--|------------|
| <input type="checkbox"/> | 婚姻日(R7.1.1～R8.3.31)時点の年齢が夫婦とも39歳以下である。 | 戸籍謄本 |
| <input type="checkbox"/> | 安芸市内の居宅に同居し、夫婦とも住民基本台帳への記載がある。 | 住民票(謄本) |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦のR6年中の合計所得(☆下段参照)が500万円未満である。 | 所得証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 引越し業者へ夫婦どちらかが支払った費用であり、領収書がある。 | 見積書・領収書(写) |
| <input type="checkbox"/> | 住居費(賃借):夫婦どちらかが名義の契約書、領収書がある(見込) | 見積書・領収書(写) |
| <input type="checkbox"/> | 住居費(購入・改修):夫婦どちらかが名義の契約書、領収書がある(見込) | 見積書・領収書(写) |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦とも安芸市税等、高知県税の滞納がない。 | 高知県納税証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 他の公的制度による家賃補助等を受けていない | |
| <input type="checkbox"/> | 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。 | |

☆所得要件 令和6年中の夫婦の所得の合算額が500万円未満であること

* 所得は、収入や手取り給与とは異なります。

* 所得の確認の例(給与収入者:源泉徴収票のみの場合)

下記の場合: 支払金額 = 収入 510万円

給与所得控除後の金額 = 所得 324万円

| 令和6年分 | | 給与所得の源泉徴収票 | | | | | |
|-----------------|-------------|-------------------------|-------|-------------|-------------------|--------------|--|
| 支払を受ける者 | 住所又は居所 | (受給者番号) | | | | | |
| | | (役職名) | | | | | |
| | | 氏名 (フリガナ) | | | | | |
| | | 安芸 弥太郎 | | | | | |
| 種別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額 (源泉控除後) | | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 | | |
| 給与・賞与 | 5,100,000 | 3,240,000 | | | | | |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | 配偶者(特別)控除の額 | 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) | | 16歳未満扶養親族の数 | 障害者の数 (本人を除く。) | 非居住者である親族の数 | |
| 有 従者 | 老人 | 特 定 | 老 人 | 其 他 | 特 別 | 其 他 | |
| | | 人 従 人 | 人 従 人 | 人 従 人 | 人 内 | 人 人 人 | |
| 社会保険料等の金額 | | 生命保険料の控除額 | | 地震保険料の控除額 | | 住宅借入金等特別控除の額 | |
| 円 | | 円 | | 円 | | 円 | |